

皆さまの声を、私たちにお届けください

苦情処理措置

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合はこれを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

電話番号		電話番号		電話番号		電話番号	
本店共済業務部	098-831-5550	石川支店	098-964-2027	首里石嶺支店	098-887-7882	久米島支店	098-985-8102
国頭支店	0980-41-2202	美里支店	098-938-6450	真和志支店	098-831-5252	渡嘉敷支店	098-987-2150
大宜味支店	0980-44-3133	勝連支店	098-978-3214	小禄支店	098-857-1756	粟国支店	098-988-2409
東支店	0980-43-2113	与那城支店	098-978-2240	豊見城支店	098-856-0165	南大東支店	09802-2-2236
名護支店	0980-54-2345	具志川支店	098-972-7295	糸満支店	098-992-3824	北大東支店	09802-3-4316
今帰仁支店	0980-56-2201	読谷支店	098-958-2202	東風平支店	098-998-2106	平良支店	0980-72-2132
本部支店	0980-47-2501	嘉手納支店	098-956-1133	具志頭支店	098-998-3322	城辺支店	0980-77-4515
恩納支店	098-966-8103	コザ支店	098-930-5111	玉城支店	098-948-7121	上野支店	0980-76-6425
宜野座支店	098-968-8507	北中城支店	098-935-4051	大里支店	098-945-2157	多良間支店	0980-79-2115
金武支店	098-968-2121	中城支店	098-895-3277	与那原支店	098-945-2467	下地支店	0980-76-6007
伊江支店	0980-49-2822	西原支店	098-945-5225	佐敷支店	098-947-6302	伊良部支店	0980-78-3117
伊平屋支店	0980-46-2143	宜野湾支店	098-892-1152	知念支店	098-948-1308	八重山支店	0980-83-9001
伊是名支店	0980-45-2222	浦添支店	098-878-6556	南風原支店	098-889-1501	与那国支店	0980-87-2254
				津嘉山支店	098-889-5525		

受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

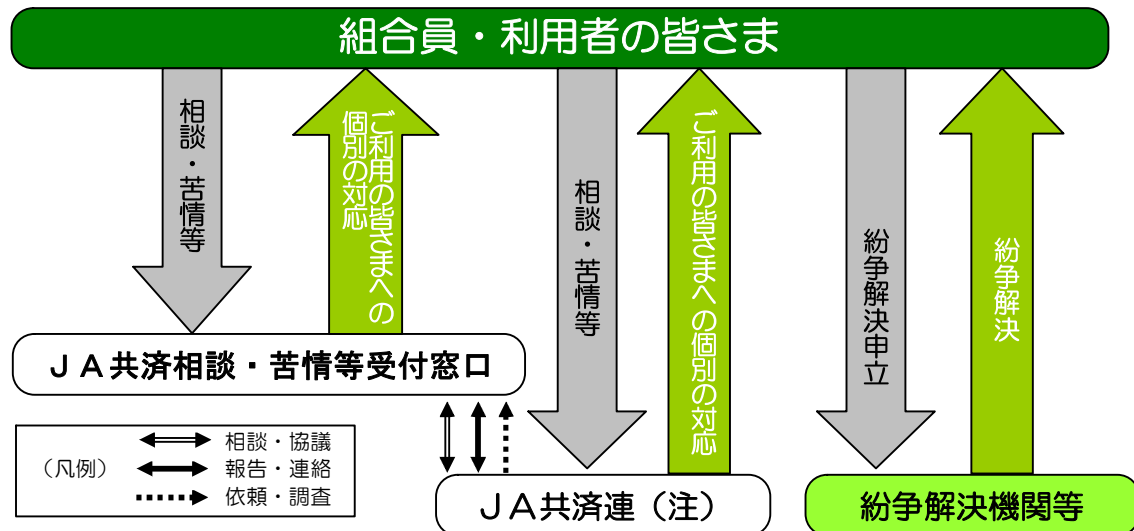


- ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）
電話番号：☎0120-536-093 受付時間：午前9時～午後5時
(土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・利用者の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



(注) JA 共済連は県本部・全国本部 (JA 共済相談受付センター) をいいます。

紛争解決措置

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- ・ 社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- ・ 財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 財団法人 交通事故紛争処理センター

1. 社団法人 日本共済協会 共済相談所 <http://www.jcia.or.jp/adr/index.html>

(社) 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

(社) 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：午前9時～午後5時
(土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

(社) 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しております。(認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号)

2. 財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万が一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、「自賠責共済のしおり」またはホームページをご覧ください。

3. 財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>

(財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国 164 か所(各弁護士会内等)に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、自動車共済の「ご契約のしおり・約款」またはホームページをご覧ください。

4. 財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>

(財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、自動車共済の「ご契約のしおり・約款」またはホームページをご覧ください。

平成23年2月



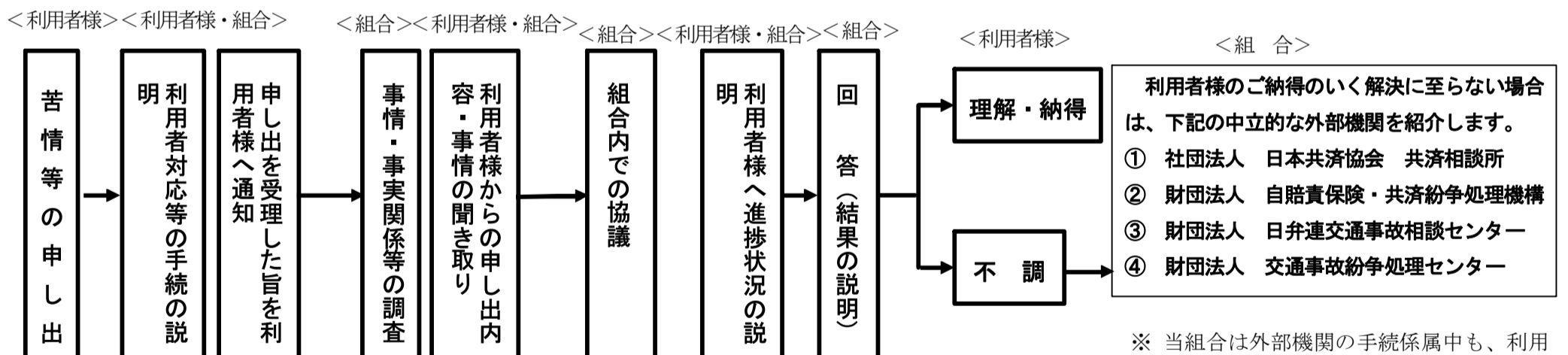
利用者様からの共済事業にかかるお申し出に対する対応について

[当組合の苦情等対応要領の概要]

沖縄県農業協同組合

1. 利用者様からの共済事業にかかる相談・苦情等については、当組合の本支店（所）で受け付け、原則として当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
また、必要に応じてJA共済連に解決支援を要請し、JA共済連と連携して迅速な解決に努めます。
3. 利用者様からの相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、申し出内容・事情等を充分聞き取り、できるだけ利用者様の理解と納得を得て解決することを目指します。
4. 利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、利用者様に対して適切な外部機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。
5. 当組合は、外部機関の手続およびその結果について尊重・遵守します。

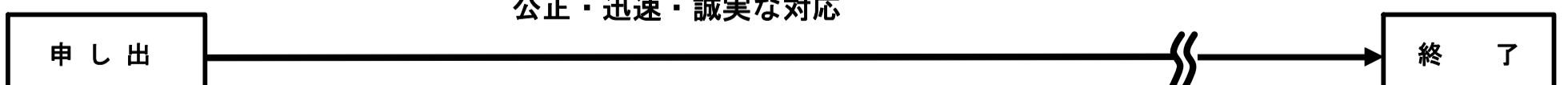
[標準的な手続の流れ]



※ 当組合は外部機関の手続係属中も、利用者様に、必要に応じて資料の提供や説明を行います。

※ 内容や状況により、訴訟による解決となる場合があります。

公正・迅速・誠実な対応



平成23年2月